

上野事務所ニュース

26年7月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

雇用保険の就業促進定着手当について

平成26年4月1日より雇用保険から「就業促進定着手当」が受けられることになりました。4月1日以降の再就職で再就職手当の支給を受けた方にはハローワークから申請書類が届きます。

【要件】

次のすべてを満たしている場合に該当します。

- ①再就職手当の支給を受けていること
- ②再就職の日から、同じ事業主に6か月以上、雇用保険の被保険者として雇用されていること(起業により再就職手当を受給した場合は該当しません)
- ③所定の算出方法による再就職後6か月間の賃金の1日分の額が、離職前の賃金日額を下回ること

【支給額】

支給額は、次の式で計算します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{離職前の} \\ \text{賃金日額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{再就職後6か月間} \\ \text{の賃金の1日分} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} \text{再就職後6か月間} \\ \text{の賃金の支払基礎} \\ \text{となった日数} \end{array}$$

◆支給額には上限があります。

$$\text{上限額} = \text{基本手当日額} \times \text{支給残日数} \times 40\%$$

賞与届の対象となる給与

賞与についても健康保険、厚生年金保険の届出を行います。

対象となる賞与とは、「賞与」という名前で支給されるものだけではありません。「〇〇手当、××代、〇×一時金」など、名称を問わず労働者が労働の対償として受けるもののうち、年3回以下支給のものは対象となります。

年4回以上支給することが、就業規

則などに定められている場合は、賞与ではなく、毎月の給与とみなされます。たまたま支給が年間で4回以上となった場合はこの限りではありません。

賞与の保険料は、健康保険は一般的な財源とされますが、厚生年金保険は以下の式のように、年金の報酬比例部分に反映されます。

年金記録に記載されるため、「あの時賞与をもらっていたはず」などと労使のトラブルの元となる可能性があります。たとえ少額でも届出ましょう。

～年金の計算方法（一部を抜粋）～

$$\begin{array}{l} \text{平成15年4月} \\ \text{以後の期間の} \\ \text{平均標準報酬額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{生年月日に} \\ \text{応じて} \\ 7.692/1000 \sim \\ 5.769/1000 \end{array} \times \begin{array}{l} \text{平成15年4月} \\ \text{以後の被保険者} \\ \text{期間の月数} \end{array}$$

この部分に賞与額が反映されます

※式は、年金額全体を表すものではありません。

男性の育児休業取得促進奨励金について

千葉市では平成26年4月1日以降、要件を満たした千葉市内の300人以下の中小企業等に勤務する男性とその事業主に対して奨励金を支給します。育児休業期間中の賃金は有給無給を問いません。10日以上育児休業を取得すれば対象となります。

【対象者と支給額】

- 10日以上育児休業を取得した男性労働者
⇒ 5万円を支給
 - 上記労働者を雇用する事業主(1人につき)
⇒ 20万円を支給
- ただし、常用雇用労働者100人ごと

に育児休業取得者 1 人を対象とし、最大で 3 人までです。

◆詳しい内容は下記へご連絡ください。
千葉市こども未来局こども未来部保育支援課 (TEL043-245-5105)

職場における 熱中症対策

昨年は、職場における熱中症により全国で 30 名の労働者が死亡しています。建設業、警備業、農業での労災が多ようです。

上記のような炎天下で作業を行う業種は特に注意が必要ですが、屋内で仕事をしている方でも熱中症の危険があります。初夏は、身体が暑さに慣れていないことと、熱中症に対しての労働衛生教育が不十分であるため、熱中症になる方が多いようです。

労働者に対して、早くから熱中症の症状を周知させ、症状が認められた場合には休憩をとらせ、症状が改善しない場合は病院に連れて行く、などの措置をとれるようにしておきましょう。

熱中症の症状には、以下のようなものがあげられます。

- ①めまい・立ちくらみ
- ②筋肉痛・筋肉の硬直 (こむら返り)
- ③大量の発汗
- ④頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐
- ⑤意識障害・痙攣・手足の運動障害

熱中症の発症に気付くのが遅れ、症状が悪化していた、ということのないよう、作業場所の巡視等を頻繁に行い、作業場所及び労働者の状態を把握・確認しておくことが大切です。

日除けや風通しを良くするための設備を設置する、涼しい場所で休憩を頻繁にとらせる等の対策を行きましょう。

節電のためのエアコン不使用も、過度にならないようご注意ください。

熱中症になる人は水分を補給してい

たものの塩分を補給していないことが多いようです。予防の為に水分だけでなく塩分の補給も行うようにしましょう。

Q&Aなぜなにどうして?

Q ; 通勤中に従業員がケガをして、 休業しています。この場合、最初の 3 日間は労災の給付がありませんが、会社側で何か補償しなければいけないのでしょうか?

A ; 労災保険では、労働者が仕事中に事故 (業務災害といいますが)、または通勤中に事故 (通勤災害といいますが) にあって休業をしている場合、その労働者の平均賃金の 60% が支給されることになっています。これを休業 (補償) 給付といいますが。これに加えて労働福祉事業の一環として平均賃金の 20% の給付も行われますので、休業中は平均賃金の 80% が補償されます。

ご質問の休み始めの 3 日間については、労災保険から休業給付が支給されません。

この 3 日間についての取扱いは、業務災害と通勤災害の場合で次の通り異なります。

【業務災害の場合】

労働基準法で会社に補償義務があり、平均賃金の 60% を会社が補償するよう定められています。業務中の事故は、従業員が会社の支配下に置かれているため、休業の 1 日目から補償する責任があると考えられているからです。

【通勤災害の場合】

従業員の居住地、通勤経路等の選択は従業員の責任によるものと考えられているため、会社責任はないことになっています。ご質問のように通勤災害で休業する場合、最初の 3 日間の休業に対する補償義務は会社がありません。